

○いわき市観光バスツアー誘客事業補助金交付要綱

令和4年10月1日制定

改正

令和5年1月12日

いわき市観光バスツアー誘客事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貸切りバスを利用して市内観光地等を訪れるツアーを実施する者に対する補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づき交付する補助対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受ける旅行事業者とする。

(補助対象事業の要件)

第3条 補助の交付対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 令和4年10月1日から令和5年3月17日までにいわき市外から出発するツアーであること。ただし、先着順に受付のうえ、補助金額の合計が当該年度の予算の上限額に達した場合は、この限りでない。
- (2) 1団体の人数は10名以上（バス運転手及びガイド等の乗務員を除く。）であること。
- (3) 日帰り団体ツアーの場合、いわき市内で1食以上の食事（自由食、バーベキュー等は除く。次号において同じ。）を伴い、いわき市内の有料の観光施設等（昼食又は夕食施設に併設する施設を除く。次号において同じ。）を1カ所以上訪れる団体ツアーであること。
- (4) 宿泊の団体ツアーの場合、いわき市内で1食以上の食事及び1泊以上の宿泊（キャンプ、民泊等は除く。）を伴い、いわき市内での有料の観光施設等を2カ所以上訪れる団体ツアーであること。
- (5) 利用する貸切りバスはミニバス、マイクロバス、小型バス、中型バス又は大型バス（宿泊施設若しくは観光施設等の無料送迎バス又は高速路線バス若しくは一般路線バスを除く。）であること。

(6) 事業の実施にあたり、新型コロナウイルス感染状況を十分把握したうえで、手の消毒やマスク着用など、新型コロナウイルス感染拡大予防対策を徹底すること。

(7) 次に掲げるツアーでないこと。

ア 学校行事として実施する教育旅行

イ 部活動又はクラブ活動による合同団体ツアー

ウ 旅行会社に対する他のバス助成制度を活用したツアー（旅行者個人への助成を除く。）

エ 宗教活動又は政治活動を目的としたツアー

オ その他市長が適当でないとするツアー

(補助金額)

第4条 補助額は、貸切りバス1台につき、実績に応じて次のとおりとする。

1台あたりの乗車人数	日帰り	宿泊
10名～19名	20,000円	50,000円
20名～29名	30,000円	75,000円
30名以上	40,000円	100,000円

(申請書の提出期日等)

第5条 規則第4条第1項に規定する期日は、ツアー催行日の10日前とする。

2 規則第4条第1項第3号に規定する前年度決算書は、同条第2項の規定により省略するものとする。

3 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 旅行業登録票（写し）

(2) ツアー参加者人数一覧

(着手届及び完了届の省略)

第6条 規則第10条に規定する補助事業着手届及び補助事業完了届の提出は、同条ただし書きの規定により省略するものとする。

(実績報告書の添付書類)

第7条 規則第12条第2号に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 最終のツアー行程表

(2) 貸切りバス利用証明書

- (3) 昼食・夕食をとった施設の領収書（コピー可、人数明記のもの）
- (4) 宿泊を伴う団体旅行の場合は、宿泊証明書
- (5) 有料の観光施設での領収書等（コピー可、人数明記のもの）
（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。

附 則（令和5年1月12日）

この要綱は、令和5年1月12日から実施する。